

平成29年度指定居宅サービス 事業者実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 実地指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第24条及び「吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領」等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

実施回数

吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領により、集団指導を年に1回、実地指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

指導監査の結果は、次のとおりです。

平成29年度実地指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
(介護予防)訪問介護	123	12	10%
(介護予防)訪問入浴介護	3	0	0%
(介護予防)訪問看護	41	6	15%
(介護予防)訪問リハビリテーション	2	0	0%
(介護予防)居宅療養管理指導	16	1	6%
(介護予防)通所介護	42	16	38%
(介護予防)短期入所生活介護	19	4	21%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	9	2	22%
(介護予防)福祉用具貸与	21	8	38%
特定(介護予防)福祉用具販売	22	8	36%
居宅介護支援	116	17	15%
合 計	414	74	18%

平成29年度実地指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘事業所数	口頭指導・文書指摘【あり】の事業所数		
	合計	口頭指導のみ	文書指摘のみ	口頭指導及び文書指摘
(介護予防)訪問介護	12/12	2	-	10
(介護予防)訪問入浴介護	-	-	-	-
(介護予防)訪問看護	6/6	1	-	5
(介護予防)訪問リハビリテーション	-	-	-	-
(介護予防)居宅療養管理指導	1/1	-	-	1
(介護予防)通所介護	16/16	1	-	15
(介護予防)短期入所生活介護	4/4	1	-	3
(介護予防)特定施設入居者生活介護	2/2	-	-	2
(介護予防)福祉用具貸与	8/8	1	-	7
特定(介護予防)福祉用具販売	8/8	1	-	7
居宅介護支援	17/17	2	-	15
合計	74/74	9	-	65

第2 文書指摘事項

1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	運営規程及び重要事項説明書等	運営規程と重要事項説明書の不整合、記載誤り等
第1位	運営基準	個別サービス計画の作成等	個別サービス計画の不備や記載内容の不足等
第3位	運営基準	具体的取扱方針等	基準に適合する内容の不備、不足等
第4位	介護給付費関係	基本報酬・加算誤り等	加算基準未充足等による介護報酬の請求等
第5位	設備基準	区画の不備等	相談室等におけるプライバシー確保の未対策等
第6位	運営基準	秘密の保持等	利用者や当該家族の個人情報の使用同意の不備等
第7位	設備基準 運営基準	衛生管理(感染症対策)等	洗剤や掃除道具管理の不備等

2 主な指摘事項

(1) 運営基準

【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程の必要事項(虐待防止に関する事項、従業者の職務の内容、利用料の負担割合、記録の保存年数等)の未記載や誤記載があった。	
2	運営規程に記載されている項目と、重要事項説明書との整合性が図られていなかった。	
3	事業所を選択する際の重要事項説明書と介護サービスの契約書が一体となっていた。	

【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	個別サービス計画の内容に、不備や不足があった。	
2	個別サービス計画の作成・変更等にあたり、利用者の心身状況の把握の結果等に基づいて作成されていなかった。	

【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	解決すべき課題の把握(アセスメント)ができていなかった、又は不十分であった。	
2	居宅サービス計画への福祉用具貸与、販売の位置付けや妥当性の記載が不十分であった。	
3	モニタリングが実施されていなかった、又は結果の記録等がされていなかった。	

【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことのないように、必要な措置が講じられていなかった。	
2	利用者本人や利用者の家族の個人情報の使用について、あらかじめ文書によって同意を得ていなかった。	

【研修関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業員の資質の向上のための研修が未実施、又は研修計画が未作成であった。	

【衛生管理等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業員の健康状態について、必要な管理が行われていなかった(健康診断の未実施等)。	

【事故発生時の対応等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	事故発生時の対応方法(マニュアル)等について、あらかじめ定められていなかった。	

(2) 設備基準

【区画の不備等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	相談室等に、パーテーションの設置等、プライバシー保護のための対策がされていなかった。	
2	静養室等にナースコールが設置されていなかった。	
3	区画の変更に伴う、変更届が提出されていなかった。	

【衛生管理(感染症対策)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	洗面所等の液体石鹼が、誤飲防止のための必要な措置がされていなかった、また、トイレの掃除道具等が利用者の手の届く場所に置かれていた。	
2	福祉用具の保管、又は消毒の実施状況の把握が不十分であった。	

(3) 介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	特定事業 所集中減 算	特定事業所集中減算に係る書類が、未作成・内容が不十分であった。	
2	運営基準 減算	定められた運営上の基準を満たしていなかった。	
3	運動器機 能向上加 算	運動器機能向上計画の内容が不十分であった。 加算の算定要件を満たしていなかった。	

第3 監査の実施状況

1 監査を実施する場合

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

2 監査の実施結果

平成29年度については、監査の実施はありませんでした。